2　「本件ゴルフ場」
　更生会社が経営する滋賀県甲賀市水口町嶬峨1115番地１所在のゴルフ場である「滋賀ゴルフ倶楽部」をいう。
3　「本更生手続」
　東京地方裁判所平成28年（ミ）第１号会社更生事件をいう。
4　「裁判所」
　本更生手続が係属する東京地方裁判所をいう。
5　「前民事再生手続」
　更生会社が平成12年９月28日に大津地方裁判所に申し立てた民事再生手続（大津地方裁判所平成12年（再）第７号民事再生事件）をいう。
6　「旧そごう」(省略)
7　「本件別除権協定」(省略)
8　「旧そごう債権」(省略)
9　「ＭＳＣＰＪ」(省略)
10　「商取引等債権者」
　別表８－１「一般更生債権弁済計画表（商取引等債権者）」に記載された者をいう。
11　「商取引等債権」
　商取引等債権者が有する、別表８－１「一般更生債権弁済計画表（商取引等債権者）」の「確定債権額」欄に記載された債権をいう。
12　「預託金会員」
　一般会員、株主会員及び併有会員を併せた総称をいう。
13　「預託金会員等」
　預託金会員、年次会員及びフレンドリー会員を併せた総称をいう。
14　「一般会員」
　別表８－２「一般更生債権弁済計画表（一般会員）」に記載された者をいう。
　なお、一般会員は、預託金会員が共通して保有する普通預託金債権及びプレー権の他に、特別預託金債権を保有している。
15　「株主会員」
　別表８－３「一般更生債権弁済計画表（株主会員）」に記載された者をいう。
　なお、株主会員は、預託金会員が共通して保有する普通預託金債権及びプレー権の他に、更生会社の株式を保有している(ただし、特別預託金は保有していない。)。
16　「併有会員」
　別表８－４「一般更生債権弁済計画表（併有会員）」に記載された者をいう。
　なお、併有会員は、預託金会員が共通して保有する普通預託金債権及びプレー権の他に、特別預託金債権及び更生会社の株式を保有している。また、併有会員には、一つの会員権口で普通預託金、特別預託金及び更生会社の株式を保有している会員だけでなく、複数の会員権口を保有している結果、普通預託金、特別預託金及び更生会社の株式を保有している会員も含んでいる。
17　「普通預託金債権」
　預託金会員が共通して保有する、前民事再生手続の再生計画において「普通預託金」として定められた権利をいう。
18　「特別預託金債権」
　一般会員及び併有会員が保有する、前民事再生手続の再生計画において「特別預託金」として定められた権利をいう。
19　「プレー権」
　預託金会員が共通して更生会社に対して保有する、本件ゴルフ場の優先的な施設利用権（一般利用者に比した優待的料金設定や優先的予約権、その他更生会社から預託金会員向けに提供する各種サービスを受ける権利）をいう。
20　「年次会員」
　別表８－５「一般更生債権弁済計画表（年次会員・フレンドリー会員）」第１「年次会員」欄記載の者をいう。
21　「年次会員利用権」
　年次会員が有する、本件ゴルフ場に関して、①曜日を問わず、預託金会員の同行又は紹介を受けずに利用できる権利、②土曜日・日曜日・祝日につき本件ゴルフ場規定の料金でプレーできる権利、③平日はメンバーと同等の料金にてプレーできる権利、④本件ゴルフ場が提携するゴルフ場を利用しうる権利の総称（ただし、登録から１年間を有効期限とする。）をいう。
22　「フレンドリー会員」
　別表８－５「一般更生債権弁済計画表（年次会員・フレンドリー会員）」第２「フレンドリー会員」欄記載の者をいう。
23　「フレンドリー会員利用権」
　フレンドリー会員が有する、本件ゴルフ場に関して、平日に限り、預託金会員の同行又は紹介を受けずに利用できる権利（ただし、登録から１年間を有効期限とする。）をいう。
24　「ＰＧＰ社」
　パシフィックゴルフプロパティーズ株式会社（本店所在地：東京都台東区東上野一丁目14番７号）をいう。
25　「ＰＧＭホールディングス」(省略)
26　「ＰＧＭグループ」(省略)
27　「スポンサー契約」
　更生会社が、ＰＧＰ社との間で、平成28年11月10日に締結した「スポンサー契約書」に係る契約をいう。
28　「本件支援金」
　スポンサー契約に従い、ＰＧＰ社が更生会社に対して提供する5000万円の株式払込資金（資本金）及び18億円の貸付金を併せた総称をいう。
29　「クロージング日」
　更生計画認可決定確定日から２か月以内の日で管財人及びＰＧＰ社が別途定める日をいう。なお、スポンサー契約上、本件支援金は同日に提供されるものとされている。
30　「控除共益債権」
　本更生手続における共益債権のうち、下記⑴から⑸の全てを併せた総称をいう。
記
⑴　クロージング日時点で、未払及び未発生の管財人及び管財人代理（ただし、ＰＧＰ社が派遣する管財人若しくは管財人代理、又は同社若しくは同社の関連会社が派遣する従業員は除く。）の報酬（退任報酬が発生する場合は、これを含むものとする。）
⑵　クロージング日時点で、未払及び未発生の調査委員の報酬（退任報酬が発生する場合は、これを含む。）
⑶　管財人又は更生会社が選定したスポンサー選定手続にかかるファイナンシャル・アドバイザーである住友不動産販売株式会社の報酬（ただし、クロージング日における未払分に限る。）
⑷　管財人又は更生会社が本更生手続の遂行の為に選任した専門家（公認会計士及び不動産鑑定士）の報酬（ただし、クロージング日における未払分に限る。）
⑸　更生会社がスポンサー契約締結日以降にＰＧＰ社から運転資金を借り入れた場合における、当該借入金（ただし、クロージング日における未返済分に限る。）
31　「延滞金等」
　公租公課に付随する延滞税・利子税・延滞金・不申告加算金・督促手数料・損害金を併せた総称をいう。
32　「基準日」(省略)
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法等
　第１節　更生担保権に関する権利の変更と弁済方法
　　第１　不動産に係る更生担保権
　　１　確定債権
　　確定更生担保権　総額898,297,834円
　　債権者数　１件
　　別表６－１「更生担保権弁済計画表（不動産）」参照
　　２　権利の変更及び弁済方法
　　第１の１記載の確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定確定後４か月以内に一括弁済する。
　　第２　リースに係る更生担保権
　　１　確定債権
　　確定更生担保権　総額7,229,790円
　　債権者数　３件
　　別表６－２「更生担保権弁済計画表（リース）」参照
　　２　権利の変更及び弁済方法
　　第２の１記載の確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定確定後４か月以内に一括弁済する（なお、リースに係る更生担保権のうちで、第５章第１節第２の６及び第３の定めに従い、預金質権へ担保変換がされたものがある場合も、同様とする。）。
　第２節　優先的更生債権に関する権利の変更と納付方法
　　第１　公租公課
　　１　届出債権
　　届出債権　総額17,210,697円及び額未定
　　債権者数　14件